

申請するうえでのポイント

1 構想検討

補助金の申請にあたり、取り組みたい内容を決めましょう。

事例1：漬物を製造するため、既存の施設を加工所に改修したい！

事例2：餅の製造に加えてかき餅づくりをしたいので、餅の乾燥に必要な機械を購入したい！

2 事前相談

事業を始める前に、補助事業の対象となるかどうかを市担当者にご相談ください。

→事業の内容によっては、補助対象にならない場合がありますので、ご注意ください

3 見積書の取得

市との事前相談後、事業内容が補助対象事業に該当する場合、検討した機械や施設改修等に必要な費用の見積書を取得しましょう。

事例1：漬物の加工施設の図面、加工所の改修内容等が分かる見積書

事例2：餅の乾燥に必要なのし機、乾燥するために必要なラック棚等の見積書と性能が分かるメーカーカタログの写し

4 申請

補助対象事業の要件を満たした上で、必要書類を添えて交付申請書類を市へ提出します。

5 審査・交付決定

市が申請書類の審査を行い、補助金の交付決定を行います。

6 事業実施

交付決定後、申請内容に沿って補助事業を実施してください。

7 実績報告

補助事業実施後、事業の成果をまとめて実績報告関連書類を作成し、市へ提出します。

8 審査・交付確定

市が実績報告書を審査し、補助金の交付確定を行います。

9 請求書の提出

交付確定後、請求書を市へ提出します。

10 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します。

令和7年度（再募集）

上越市6次産業化支援事業補助金

地域資源を活かした農産加工（新規・規模拡大）に必要な設備・施設改修を支援します！

募集期間

令和7年7月22日から12月28日まで（先着順）

補助要件等

- ・市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等※が対象となります。
※農業者等…農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっている法人を含む）
- ・下記補助金上限額にかかわらず、予算の上限での補助になります。

補助金区分	補助要件			補助率	補助対象経費 上限額	補助金 上限額
	対象となる事業	対象となる経費	地域			
農産加工品等 開発支援事業 補助金 （ソフト事業）	農業者等が、新規又は規模拡大のため、農産加工等に必要の機械・設備を導入する事業や施設改修を行う事業				100万円	50万円
農産加工品等 規模拡大支援 事業補助金 （ハード事業）	機械・設備費		一般地域	3/10 以内	300万円	90万円
			中山間地域	1/3 以内	100万円	33万 3千円
	施設改修費		一般地域	4.5/10 以内	300万円	135万円
			中山間地域	5/10 以内	100万円	50万円

予算の上限に達したため募集を終了しました

※農産加工品等開発支援事業補助金（ソフト事業）は予算の上限に達したため募集しません。

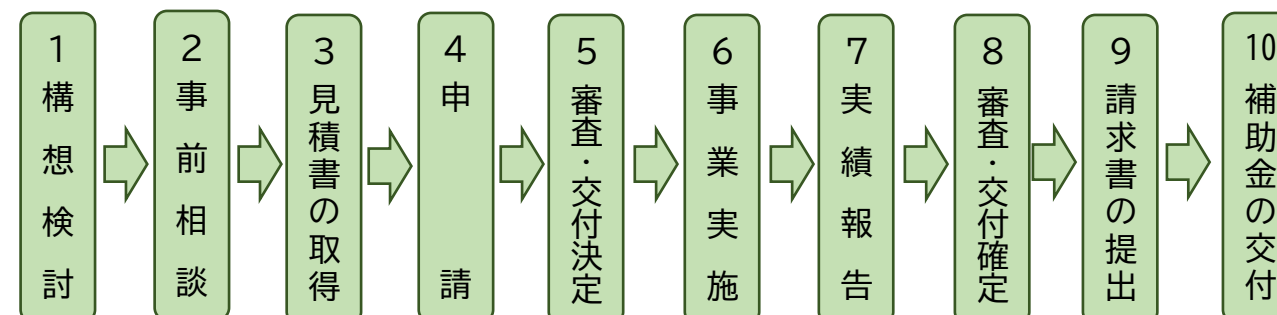
※上記の表における中山間地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日適用）別記の規定に定める区域

【中山間地域】：金谷区、桑取区、柿崎区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区

【一般地域】：上記に含まれない市域

上記の補助対象経費上限額を超える大規模な事業は、新潟県の農林県単補助金の利用をご検討ください。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします！！



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

これまでの補助金交付実績

○農産加工品等開発支援事業補助金（ソフト事業）

- ・新たに開発する農産加工品の試作の委託費用
- ・新たに開発する農産加工品の成分の分析費用
- ・新たに開発する農産加工品の市場調査費用

○農産加工品等規模拡大支援事業補助金（ハード事業）

- ・塩蔵した山菜や農産物の乾燥品の真空パック機の導入
- ・農産加工品をつくるための野菜調理機の購入
- ・農産加工品製造に必要な大根結束機の購入
- ・農産加工品製造に必要な農産物の洗浄機の購入
- ・農産加工品製造のための有圧換気扇取替工事、オープンガス接続工事
- ・漬物加工のための農産物保存用簡易雪室施設の改修

【補助金を活用した事例】



かりもり（堅瓜）
真空パック機の導入



たぐわん（干し大根）
大根結束機の導入



赤カブ漬け
赤カブを保存する雪室の設置

注 意 事 項

- ・事業着手前に必ず申請してください。（事業着手後の申請はできません。）
- ・補助事業の内容に変更が生じる場合は、事前にご相談ください。
（事業変更承認申請が必要な場合があります。）
- ・事業が完了したときは、速やかに実績報告が必要です。また、実績報告は令和8年3月31日までに証拠書類（明細書付き請求書、領収書等）を添付した報告書の提出が必要です。
- ・補助金を確定する際に補助対象とされる経費は、証拠書類を備えた経費のみとなります。
- ・令和7年度から広告宣伝費は、補助対象経費となりませんが、上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金で対象となる場合があります。
- ・既存の加工用等機械を単に更新する経費については、補助対象となりません。
- ・玄米を白米に精米する機械・設備は、補助対象となりません。

提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 上越市農林水産部農村振興課 販売促進係
TEL 025-520-5751（係直通） FAX 025-526-6185
Eメールアドレス nousonhansoku@city.joetsu.lg.jp

活 用 例（補助金の活用による実績効果）

かりもり（堅瓜）を加工し、漬物として販売を行い、所得の向上を図りたい。



漬物を製造するための加工所へ既存施設を改修するとともに、漬物の真空パック機を購入する。



米の保管施設の一部を間仕切りし、漬物加工所とすることで、かりもり（堅瓜）の漬物を販売することができるようになった。さらに真空パック機械の購入で長期の保存が可能となり、生産量と販売額の拡大につなげることができた！



真空パック機シーラー



かりもりの漬物

干し大根の製造工程において、大根の結束作業を手作業で行っているが、作業効率が上がらず、生産の規模拡大の課題となっている！



大根結束作業の効率を高め、生産規模の拡大を図るため、大根結束機を購入する！



大根結束機の導入により、大根の結束作業の効率化につながり、生産量、販売額の拡大につなげることができた！



大根結束機



結束後の大根



赤カブを加工し、「赤カブ漬け」の販売を行っているが、降雪前の10月から12月頃までに収穫し、赤カブの傷みが出る前の3月上旬までしか加工できない。



収穫した赤カブを一定期間保存できる雪室を設置する！



雪室を活用することにより収穫した赤カブを低温で保存することが可能となったことから、5月頃まで「赤カブ漬け」の加工、生産ができるようになり、生産量と販売額の拡大につなげることができた。さらに雪室の効果で赤カブの甘みが増し、付加価値の高い雪室野菜の「赤カブ漬け」を製造することができた！



雪室外部



雪室内観